

滋賀県屋外広告物条例のあらまし

～ 令和5年4月からの新制度について ～



令和4年(2022年)10月

滋賀県 土木交通部 都市計画課

はじめに

滋賀県では、琵琶湖や河川、山地等豊かな自然環境、神社仏閣や歴史街道、田畑等の人々の営みが受け継がれてきた風景、活発な経済活動によって作り出されている市街地景観等、様々な要素が一体となって、ひろがりにつながりをもった湖国ならではの風景をかたちづくっています。

今、私たちの暮らしを見渡してみると、実に多くの広告物があることに気づきます。行先を案内する標識、施設の名称を教える看板、そして商品やサービスを宣伝するポスター等、様々な広告物が設置されています。これらの広告物は、見る人の役に立つ実用的な面をもつだけでなく、賑わいのある景観や印象的な風景をつくりだすことにつながる、街並みを構成する重要な要素のひとつです。

しかし一方で、広告物は、汚損していたり、周囲の景観と調和しない規模・色彩のものであったり、乱立したりしている場合には、良好な景観を損なう原因となってしまいます。また、管理が適正に行われていないと、広告物の倒壊や落下により、人に危害を与えるおそれもあります。

本県では、良好な景観を形成し、また公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づく滋賀県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の適正な表示がなされるよう規制を行っています。本冊子は、条例や規則等の内容について、わかりやすく簡略化して説明したものです。規制の目的・趣旨を御理解いただき、本冊子も活用しながら、湖国滋賀の良好な風景を共に守り育てていけるよう御協力のほどよろしくお願いいたします。



■ 滋賀県屋外広告物条例（本冊子記載内容）の適用範囲について

規制種別	適用範囲
屋外広告物の表示等に係る規制	日野町域、竜王町域、愛荘町域、豊郷町域、甲良町域、多賀町域（※上記以外の13市域については、各市の屋外広告物条例により規制されています。）
屋外広告業の営業等に係る規制	大津市域を除く滋賀県内全域（※大津市域については、大津市屋外広告物条例により規制されています。）

【屋外広告物にかかる主な法令等】

- ・ 屋外広告物法／屋外広告物法施行規則
- ・ 滋賀県屋外広告物条例／滋賀県屋外広告物条例施行規則
- ・ 滋賀県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく地域の指定（告示）
- ・ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- ・ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則
- ・ 滋賀県使用料および手数料条例
- ・ 各町手数料関係条例

■ 屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいいます。営利用の広告物だけでなく、非営利のものも屋外広告物に該当します。

屋外広告物の4要件

- | | |
|------------------|--|
| ①継続（定着）して表示されるもの | ③公衆に対して表示されるもの |
| ②屋外で表示されるもの | ④看板、立看板、広告旗、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されるもの等 |

屋外広告物規制の概要

1 禁止広告物

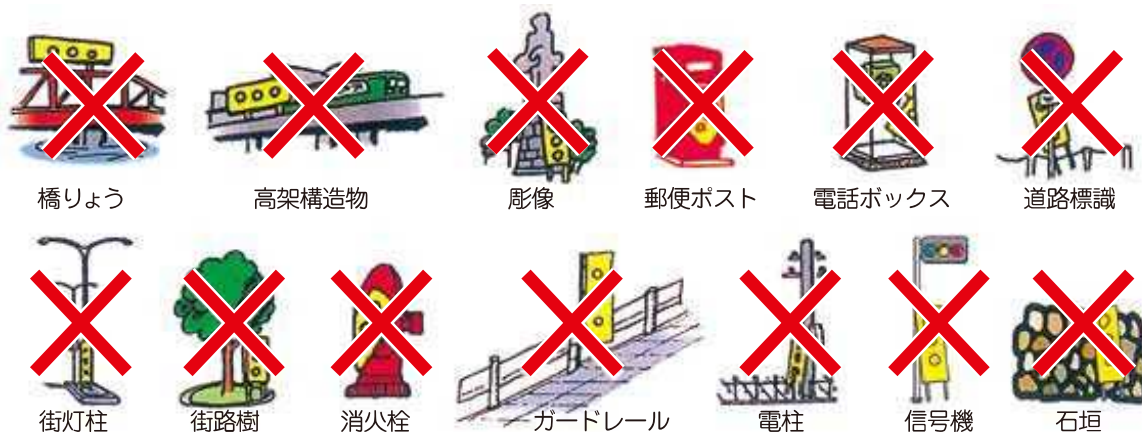
以下のような広告物の設置は禁止されています。

- 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、または老朽したもの
- 倒壊または落下のおそれがあるもの
- 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 禁止物件

以下のような物件への広告物の設置は禁止されています。（一部例外あり）

- 橋りょう、隧(すい)道、高架構造物、分離帯
- 街路樹、路傍樹、彫像、記念碑
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物および景観重要樹木
- 公用または公共用の石垣、擁壁の類
- 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所
- 信号機、道路標識、交通安全施設、駒止めの類、里程標の類
- 消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機、火の見やぐら
- 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔
- 道路（道路交通法上の道路をいう。以下同じ。）の路面
- 道路上の電柱、街灯柱、その他これに類するもの（はり紙、はり札、立看板、広告旗のみ禁止）



3 規制地域（概要）

原則として、6町域で屋外広告物を設置する場合は、当該設置場所を所管する町長に申請し、滋賀県屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要があります。

なお、県内各市で屋外広告物を設置する場合は、各市の屋外広告物条例に基づく規制がありますので、各市窓口にお問い合わせください。

★令和5年（2023年）4月からの新制度のポイント★

- ・ 改正前の禁止地域・許可地域・無指定地域を第1種から第7種までの許可地域に再編しました。
- ・ 新制度の地域区分の参考図は以下のホームページに掲載しています。（広告物の設置を具体的に計画される場合は、各町窓口にお問い合わせください。）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/327569.html>

屋外広告物規制の概要

4 規制地域（詳細）

地域区分	該当地域
第1種地域 (歴史伝統系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆伝統的建造物群保存地区 ◆国宝・重要文化財および県指定有形文化財（建造物）の周囲50mの範囲 ◆歴史街道（※1）から30mの範囲 ◆その他知事が指定する区域
第2種地域 (風致・低層住宅系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区 ◆地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域 ◆都市公園 ◆河川区域のうち知事が特に指定する区域 ◆自然記念物の周囲で知事が特に指定する区域
第3種地域 (保全型沿道系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆東海道新幹線から200mの範囲 ◆近江鉄道から100mの範囲 ◆名神高速道路から200mの範囲 ◆指定道路①（※2）から30mの範囲
第4種地域 (活用型沿道系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定道路②（※3）から30mの範囲 ◆その他知事が指定する区域
第5種地域 (集落・田園・自然系)	◆第1種地域から第4種地域まで、第6種地域、第7種地域を除く地域
第6種地域 (一般市街地系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街化区域（市街化区域外で用途地域が定められた区域を含む） ◆地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域 ◆鉄道駅のホームの周囲100m以内の区域 ◆その他知事が指定する区域
第7種地域 (拠点市街地系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域 ◆その他知事が指定する区域
特別規制地域	上記の地域のほか、固有の景観形成を図る地域のうち個別指定する地域（※4）

※1 歴史街道：中山道／御代参街道／日野商人街道／馬見岡綿向神社参道／高虎の道／絵馬通り

※2 指定道路①：一般国道ならびに主要な県道および町道のうち知事が指定する道路

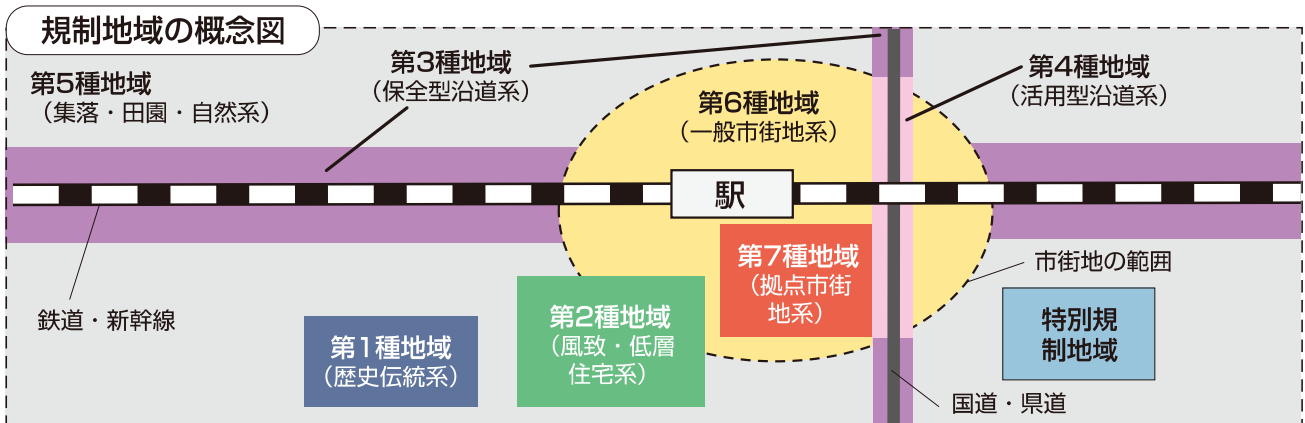
※3 指定道路②：市街地内の指定道路①のうち知事が指定する区域

※4 令和4年10月時点で指定された地域はありません。

※5 各地域区分が重複する場合は、原則として次の順で優先します。

①第1種地域 ②第2種地域 ③第4種地域 ④第3種地域 ⑤第7種地域 ⑥第6種地域 ⑦第5種地域

ただし、例外として、鉄道・高速道路の沿線については第7種・第6種が第4種・第3種に優先し、駅周辺については指定道路沿線においても第6種が第4種・第3種に優先します。



5 規制の一部適用除外について（主なもの）

以下の広告物は、禁止物件・許可地域においても、許可なく設置できます。	
法令規定広告物（注1）	道路標識など法令に基づいて表示するもの
非常緊急広告物	災害時、その他緊急の必要がある場合に表示するもの
選挙関係広告物	公職選挙法による選挙運動のために表示するもの
効用増進広告物	禁止物件または道路の路面の効用を高めるため必要と認められる広告物 （※面積は5㎡以下（道路の路面は10㎡以下）、物件の管理者と協議済みであること）
祭礼関係広告物	冠婚葬祭または祭礼時の一時的なもの
以下の広告物は、禁止物件・許可地域においても、認定を受けることにより設置できます。	
公共的広告物	公共的目的をもって表示する広告物
優良広告物	優良な意匠を有する広告物で、特に良好な景観の形成に寄与する広告物
以下の広告物は、許可地域においても、許可なく設置できます。	
小規模自家用広告物	自己の営業所などに自己の事業等を表示する小規模な広告物 （※合計面積は5㎡以下（第1種・第2種地域）、10㎡以下（第3種～第7種地域））
管理用広告物（注2）	自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示する小規模な広告物 （※面積は5㎡以下）
催事広告物	講演会、講習会、展覧会、音楽会などの会場内で表示する広告物（※詳細基準あり）
建設工事広告物	建設工事についてその工事期間中に表示するもの（※詳細基準あり）
移動広告物	人や車両等、移動するものに表示するもの
公共的掲示板内広告物	地方公共団体その他の公共的団体が設置する公共的掲示板内に表示するもの （※面積は5㎡以下）
簡易広告物（注3）	はり紙、はり札、立看板、広告旗（※詳細基準あり）
短期間広告物	表示する期間が14日以内の広告物（※詳細基準あり）
以下の広告物は、禁止物件、許可地域においても、通知をすることにより設置できます。	
公共団体広告物	国または地方公共団体が表示するもの

注1：法令規定広告物の例

道路標識（道路法、道路交通法）／史跡等の標識・説明板（文化財保護法）／建設業許可票（建設業法）／銀行代理業標識（銀行法）／ガソリンスタンドの「セルフ」表示（危険物の規制に関する規則）／他

注2：管理用広告物の例

危険喚起／立入禁止／利用方法説明／トイレ／出入口／非常口／車椅子等優先駐車場／従業員専用通路／他

注3：簡易広告物の詳細基準

- ①非営利活動のための簡易広告物
 - ・簡易広告物の許可基準（P11）に定める面積要件などを満たすこと
- ②その他の簡易広告物
 - ・簡易広告物の許可基準に定める面積要件などを満たすこと
 - ・自己の事業所等の敷地以外で表示する場合にあっては、表示期間が60日以内、個数が50個以下、表示の始期および終期等が明示されていること。

（記載例）

表示期間：令和■年◆月◆日～令和■年▲月▲日（60日間）
表示（管理）者名：○○ ○○
表示（管理）者連絡先：077-▲▲▲-××××

屋外広告物の許可制度

良好な景観を保全・形成し、また安全性を担保するために、屋外広告物の表示は許可制となっています。規制の適用除外となる一部のものを除いて、6町域で屋外広告物を設置する場合は、設置予定場所の町窓口へ許可申請書等を提出し、許可を受けてください。

- ※無許可で広告物を設置すると条例違反となり、罰金等の刑事罰に処せられる可能性があります。
- ※表示する屋外広告物は、条例で定められた許可基準に適合させる必要があります。
- ※許可期間は最大3年です。継続して表示する場合は、改めて継続の許可を受ける必要があります。
- ※屋外広告物の設置を発注する場合は、滋賀県知事の登録を受けた屋外広告業者に発注してください。

● 許可申請等の手順

P7～8を参照してください。

● 許可基準

屋外広告物には各種の基準が定められています。広告物の形態や性質、設置場所（地域区分）に応じて基準は異なりますので、それぞれに適合した広告物を計画してください（※1）。基準に適合しない広告物は許可できません（※2）。基準の概要はP9～11で確認いただき、詳細については町窓口にお問い合わせください。

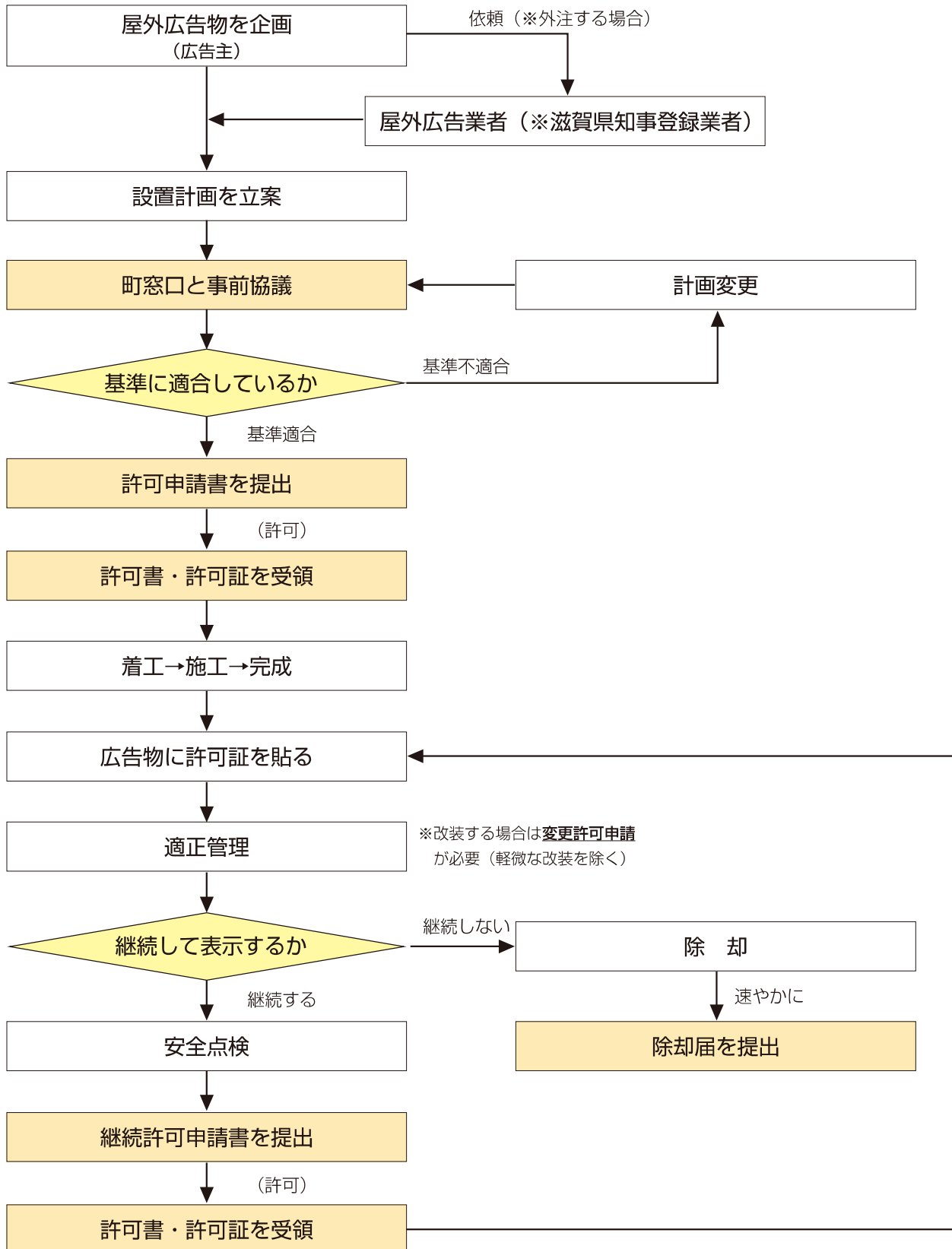
形態による区分	備 考
野立広告物	土地に建植して設置するもの
屋上広告物	建築物の屋上等（壁面の上部に突き出している部分を含む。）を利用して設置するもの
壁面広告物	建築物の壁面を利用して設置するもの
突出広告物	建築物の壁面から突き出して設置するもの
電柱等巻付広告物	電柱や街灯柱の類に巻き付けて設置するもの
電柱等袖付広告物	電柱や街灯柱の類に袖付けにして設置するもの
その他物件利用広告物	建築物および電柱等以外の物件を利用して設置するもの
簡易広告物	はり紙、はり札、立看板または広告旗またはこれらに類するもの
その他の広告物	上記以外の広告物

性質による区分	備 考	
自家用広告物	自己の住所、事業所等に、自己の名称や事業内容を表示するもの	
非自家用 広告物	公共的広告物	道標、案内・解説板など、公共的目的をもって表示するものまたは公衆の利便に資するもの
	案内図板	事業所、営業所または作業場等への経路等を案内するため、案内・誘導に必要な事項のみを表示したもの
	一般広告物	自家用広告物にも公共的広告物や案内図板にも該当しないもの

※1 区分等に定めのない広告物について、類似したものを適用します。

※2 許可基準に適合しない場合でも、滋賀県景観審議会での審議を経て、特例的に許可できる場合があります。

許可申請等の方法（フロー図）



屋外広告物の許可制度

許可申請等の方法（必要書類等）

手続	手続概要	必要書類等（◆は必須、◇は該当必須）
許可申請 （新規）	新規に広告物を設置する場合の許可申請（事前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆許可申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5,000分の1以上で半径500m以内の全域を表示） ◆色彩、意匠を明らかにした図面 ◆形状、寸法、材料、構造を明らかにした仕様書および図面 ◆土地・建築物との関係を明らかにした配置図 ◆周囲の状況がわかるカラー写真 ◆景観配慮事項自己評価書 ◇景観シミュレーション画像（面積の合計が規則で定める面積を超える場合に限り）
許可申請 （変更）	許可を受けて設置した広告物を改装、移転（軽微なものを除く）する場合の許可申請（事前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆変更許可申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5,000分の1以上で半径500m以内の全域を表示） ◆広告物または掲出物件のカラー写真 ◇色彩、意匠を明らかにした図面 ◇形状、寸法、材料、構造を明らかにした仕様書および図面 ◇土地・建築物との関係を明らかにした配置図 ◇周囲の状況がわかるカラー写真 ◇景観配慮事項自己評価書 ◇景観シミュレーション画像（面積の合計が規則で定める面積を超える場合に限り）
許可申請 （継続）	許可期間が満了する場合に引き続き掲出する場合の許可申請（満了日の10日前までに）	<ul style="list-style-type: none"> ◆継続許可申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5,000分の1以上で半径500m以内の範囲全域を表示） ◆広告物または掲出物件のカラー写真 ◇安全点検調書（簡易広告物、壁面等に描かれたもの、これらに類するものを除く） ◇安全点検調書の作成者になる資格を証する書類（工作物確認対象となる物件の場合に限り）
設置者等 変更届	許可済広告物の設置者、管理者の住所、氏名等に変更が生じた場合の届出（速やかに）	◆住所氏名変更届出書
除却届	許可済広告物を除却した場合の届出（遅滞なく）	<ul style="list-style-type: none"> ◆除却届出書 ◆除却後の現況写真

※申請書等の様式は、広告物の設置予定場所の町（窓口・WEBサイト）から入手してください。

許可期間	許可期間の上限は3年です。ただし、非自家用の簡易広告物の許可期間は、6月が上限となります。
許可手数料	許可（新規・変更・継続）を受けるには、各町の規定に基づき手数料が必要となります。手数料額の算定、支払方法については、各町にお問い合わせください。

（補足）広告物の管理者および安全点検実施者については、資格要件を規定しています。

管理者になる資格要件	県内に住所または事業所もしくは事務所を有する者
------------	-------------------------

安全点検実施者の 資格要件	工作物確認申請対象 （通行者が多い地域）※2	工作物確認申請対象 （その他の地域）	工作物確認対象外
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者	○	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
職業訓練指導員 ※1	×	○	○
技能検定合格者 ※1	×	○	○
職業訓練修了者 ※1	×	○	○
一級・二級建築士	×	○	○
特定建築物調査員	×	○	○
（非有資格者）	×	×	○

※1 広告美術仕上げに係るもの。

※2 「通行者が多い地域」とは、用途地域が「商業地域」（容積率上限400%以上の地域に限る）で道路上および道路から2mの範囲をいう。

屋外広告物の基準（早見表）

共通の許可基準

	第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)
一般許可基準	●周囲の景観と調和させ、都市景観、田園景観、自然景観等を損なわないように表示し、または設置すること ●原則として、地色は原色でなく、かつ、けぼれぼれしい色の組合せでないこと						
1文字ごとの面積	●1㎡以下(原則)(1表示3㎡超の場合に限る)	●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)	●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)	●1㎡以下(原則)(1表示5㎡超の場合に限る)	●2㎡以下(原則)(1表示10㎡超の場合に限る)
照明	●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則) ●外照灯の光色は暖色系であること	●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものでないこと(原則)	●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●光源の運動、光の明滅、照射方向の運動を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)				
電光可変式広告物	●面積：必要最小限(3㎡以下) ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示の内容が概ね一定であること ●電光が明滅しないものであること	●面積：3㎡以下 ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示、点滅の速度が緩やかなものであること ●高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)	●面積：5㎡以下 ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示、点滅の速度が緩やかなものであること ●高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)	●面積：3㎡以下 ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示、点滅の速度が緩やかなものであること ●高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)	●面積：5㎡以下 ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示、点滅の速度が緩やかなものであること ●高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)	●面積：10㎡以下 ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示、点滅の速度が緩やかなものであること ●高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)	●面積：10㎡以下 ●明るさが景観と調和し、まぶしいものでないこと ●表示、点滅の速度が緩やかなものであること ●高頻度の表示の変化、明滅等を伴うものは信号機から30m以上離すこと(原則)

自家用広告物の許可基準

	第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)
適用除外	●1敷地の合計面積5㎡以下は許可申請不要		●1敷地の合計面積10㎡以下は許可申請不要				
野立広告物	●高さ：地上から6m以下 ●幅：2m以下(高さ4.5m超の場合に限る) ●面積：5㎡以下(幅2m超の場合に限る) ●色彩：色彩規制A(面積1㎡超の場合に限る) ●支柱色：濃茶色(道路上または道路から5m以内に限り)	●高さ：地上から6m以下 ●幅：2m以下(高さ4.5m超の場合に限る) ●面積：5㎡以下(幅2m超の場合に限る) ●支柱色：濃茶色(道路上または道路から5m以内に限り)	●高さ：地上から8m以下 ●幅：2m以下(高さ4.5m超の場合に限る) ●面積：10㎡以下(幅2m超の場合に限る) ●支柱色：濃茶色(道路上または道路から5m以内に限り)	●高さ：地上から10m以下 ●幅：3m以下(高さ4.5m超の場合に限る) ●面積：20㎡以下(幅3m超の場合に限る) ●支柱色：濃茶色(道路上または道路から5m以内に限り)	●高さ：地上から6m以下 ●面積：10㎡以下 ●支柱色：濃茶色(道路上または道路から5m以内に限り)	●高さ：地上から8m以下 ●面積：20㎡以下 ●支柱色：濃茶色(景観重要区域内で、道路上または道路から5m以内に限り)	●高さ：地上から10m以下 ●面積：30㎡以下 ●支柱色：濃茶色(景観重要区域内で、道路上または道路から5m以内に限り)
屋上広告物	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ1.5m以下 ●面積：5㎡以下 ●色彩：色彩規制A(面積1㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ1.5m以下 ●面積：5㎡以下 ●色彩：色彩規制B(面積1㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ2m以下 ●面積：10㎡以下 ●色彩：色彩規制B(面積3㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ3m以下 ●面積：20㎡以下 ●色彩：色彩規制B(面積3㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ2m以下 ●面積：10㎡以下 ●色彩：色彩規制B(面積3㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ3m以下 ●面積：20㎡以下 ●色彩：色彩規制B(面積3㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと	●高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ5m以下 ●面積：30㎡以下 ●色彩：色彩規制B(面積3㎡超の場合に限る) ●支柱等が見えない構造であること ●水平投影面をはみ出さないこと
壁面広告物	●面積：7.5㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 ●色彩：色彩規制A(面積1㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること	●面積：7.5㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 ●色彩：色彩規制B(景観重要区域内で、面積1㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること	●面積：15㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 ●色彩：色彩規制B(景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること	●面積：30㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/3以下 ●色彩：色彩規制B(景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること	●面積：15㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 ●色彩：色彩規制B(景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること	●面積：30㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/3以下 ●色彩：色彩規制B(景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること	●面積：50㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/3以下 ●色彩：色彩規制B(景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る) ●壁面内で表示・設置すること
突出広告物	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：5㎡以下	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：10㎡以下	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：10㎡以下	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：20㎡以下	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：10㎡以下	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：20㎡以下	●上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと ●下端の高さ：地上から2.7m以上(歩道上)、4.7m以上(車道上) ●突出幅：1.5m以下(道路上1m以下) ●面積：30㎡以下
その他物件利用広告物	●高さ：地上から4.5m以下 ●面積：5㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●色彩：色彩規制A(面積1㎡超の場合に限る) ●横方向に突き出させないこと	●高さ：地上から4.5m以下 ●面積：5㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●横方向に突き出させないこと	●高さ：地上から4.5m以下 ●面積：10㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●横方向に突き出させないこと	●高さ：地上から4.5m以下 ●面積：20㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●横方向に突き出させないこと	●高さ：地上から6m以下 ●面積：10㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●横方向に突き出させないこと	●高さ：地上から8m以下 ●面積：20㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●横方向に突き出させないこと	●高さ：地上から10m以下 ●面積：30㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 ●横方向に突き出させないこと

※表中、「色彩規制A」とは原則として面積の70%以上が彩度6以下であることをいい、「色彩規制B」とは原則として面積の70%以上が彩度8以下であることをいう。

※表中、「濃茶色」とは、原則として日本産業規格Z8721に定めるマンセル値が「10YR2.0/1.0」であるものをいう。

※表中、「景観重要区域」とは、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第9条第1項に掲げる沿道景観形成地区および河川景観形成地区のことをいう。

※詳細は町窓口までお問い合わせください。

屋外広告物の許可制度

屋外広告物の基準（早見表）

●非自家用広告物（一般広告物、案内図板、公共的広告物）の許可基準

	第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)	
形態ごとの規制	野立広告物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から3m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが3m以下であるときは、地上から6m以下） 面積：一般広告物は1.5㎡以下（2以上の者で共同設置する場合は3㎡以下）、公共的広告物および案内図板は3㎡以下 色彩：色彩規制A 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 案内先の地点から1km以内であること（案内図板に限る） 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から3m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが3m以下であるときは、地上から6m以下） 面積：一般広告物は1.5㎡以下（2以上の者で共同設置する場合は3㎡以下）、公共的広告物および案内図板は3㎡以下 色彩：色彩規制B 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 案内先の地点から1km以内であること（案内図板に限る） 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から8m以下） 面積：一般広告物は2.5㎡以下、公共的広告物および案内図板は5㎡以下（8以上の者で共同設置する場合は20㎡以下） 色彩：色彩規制B 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 案内先の地点から5km以内であること（案内図板に限る） 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から10m以下） 面積：一般広告物は2.5㎡以下、公共的広告物および案内図板は5㎡以下（8以上の者で共同設置する場合は20㎡以下） 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 案内先の地点から10km以内であること（案内図板に限る） 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から6m以下） 面積：5㎡以下（2以上の者で共同設置する場合は10㎡以下） 色彩：色彩規制B 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から8m以下） 面積：7.5㎡以下（2以上の者で共同設置する場合は15㎡以下） 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下（対象とする視点場が設置する地面と異なる道路の場合、当該道路面からの高さが4.5m以下であるときは、地上から10m以下） 面積：10㎡以下（2以上の者で共同設置する場合は20㎡以下） 支柱色：濃茶色 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 乱立防止基準に適合していること（原則） 同一広告主が表示・設置する場合は、半径100mの範囲に2基以下で相互間距離5m以上
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ1.5m以下 面積：3㎡以下 色彩：色彩規制A（面積1㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ1.5m以下 面積：3㎡以下 色彩：色彩規制B（面積1㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ2m以下 面積：5㎡以下 色彩：色彩規制B（面積3㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ3m以下 面積：7.5㎡以下 色彩：色彩規制B（面積3㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/4以内かつ2m以下 面積：5㎡以下 色彩：色彩規制B（面積3㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ3m以下 面積：7.5㎡以下 色彩：色彩規制B（面積3㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から設置箇所までの高さの1/3以内かつ5m以下 面積：10㎡以下 色彩：色彩規制B（面積3㎡超の場合に限る） 支柱等が見えない構造であること 水平投影面をはみ出さないこと
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 色彩：色彩規制A（面積1㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：5㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 色彩：色彩規制B（景観重要区域内で、面積1㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：7.5㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 色彩：色彩規制B（景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：15㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/3以下 色彩：色彩規制B（景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：7.5㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/4以下 色彩：色彩規制B（景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：15㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/3以下 色彩：色彩規制B（景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> 面積：25㎡以下かつ鉛直投影壁面積×1/3以下 色彩：色彩規制B（景観重要区域内で、面積3㎡超の場合に限る） 壁面内で表示・設置すること
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：3㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：5㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：7.5㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：7.5㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：5㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：7.5㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 上端の高さ：取付壁面の高さを超えないこと 下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、4.7m以上（車道上） 突出幅：1.5m以下（道路上1m以下） 面積：10㎡以下
	その他物件利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から3m以下 面積：3㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 色彩：色彩規制A 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から3m以下 面積：3㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 色彩：色彩規制B 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下 面積：5㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 色彩：色彩規制B 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から4.5m以下 面積：7.5㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から6m以下 面積：5㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 色彩：色彩規制B 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から8m以下 面積：7.5㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ：地上から10m以下 面積：10㎡以下かつ合計面積が5㎡超の場合は鉛直投影工作物面積×1/3以下 場所：国道同士交差点から30m以内の範囲でないこと 横方向に突き出さないこと

※表中、「案内図板」とは、案内誘導表示（矢印、距離、地図等）の面積割合が40%以上のものをいう。（次のページの下部「案内図板の例」を参照してください。）

※表中、「色彩規制A」とは原則として面積の70%以上が彩度6以下であることをいい、「色彩規制B」とは原則として面積の70%以上が彩度8以下であることをいう。

※表中、「濃茶色」とは、原則として日本産業規格Z8721に定めるマンセル値が「10YR2.0/1.0」であるものをいう。

※表中、「乱立防止基準」とは、原則として隣接している他の非自家用野立広告物と上端の高さ、下端の高さ、幅等が揃っていることをいう。（15ページを参考にしてください。）

※表中、「景観重要区域」とは、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第9条第1項に掲げる沿道景観形成地区および河川景観形成地区のことをいう。

※詳細は町窓口までお問い合わせください。

屋外広告物の基準（早見表）

●その他の広告物（自家用／非自家用）の許可基準

	第1種地域 (歴史伝統系)	第2種地域 (風致・低層住宅系)	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)	第5種地域 (集落・田園・自然系)	第6種地域 (一般市街地系)	第7種地域 (拠点市街地系)
電柱等利用広告物	電柱等巻付 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・下端の高さ：地上から1.2m以上 ・長さ：1.8m以下 ・1柱につき1個（両面設置の場合は2個以下） 					
	電柱等袖付 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・下端の高さ：地上から2.7m以上（歩道上）、地上から4.7m以上（車道上） ・長さ：1.5m以下 ・突出幅：0.9m以下 ・面積：1.2㎡以下 ・1柱につき1個 ・歩道または民地側に突き出すものであること（原則） 					
簡易 広告物	はり紙・ はり札	<ul style="list-style-type: none"> ・上端の高さ：地上から4m以下 ・面積：1㎡以下 ・数量：半径10m以内に50個以下 ・その他：近傍に同様のものを多数表示しないこと 					
	広告幕・ のれん	<ul style="list-style-type: none"> ・上端の高さ：地上から4m以下 ・面積：5㎡以下 ・数量：半径10m以内に5個以下 					
	広告旗	<ul style="list-style-type: none"> ・上端の高さ：地上から4m以下 ・面積：3㎡以下 ・数量：半径10m以内に5個以下 					
	立看板・ 置看板	<ul style="list-style-type: none"> ・上端の高さ：地上から3m以下 ・面積：3㎡以下 ・数量：半径10m以内に5個以下 					
	提 灯	<ul style="list-style-type: none"> ・面積：2㎡以下 ・数量：半径10m以内に5個以下 					
その他の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の基準を定めない（共通の許可基準に適合するものであること） 						

※簡易広告物については、上記許可基準を満たし、かつ簡易広告物の適用除外基準（P5）を満たす場合、適用除外となります。

※詳細は町窓口までお問い合わせください。

★令和5年（2023年）4月からの新制度のポイント★

<全体>

- ・全体的に高さや面積などの基準の強化を図りつつ、市街地周辺は比較的緩やかに、歴史的地域は厳しめに基準を設定しています。

<野立>

- ・第1種から第4種までの地域において、自家用野立広告物に幅規制を新たに導入しました。
- ・非自家用野立広告物について、乱立を防止するための基準を新たに導入しました。
- ・野立広告物の相互間距離規制（100m～500m）は廃止しました。
- ・野立広告物の支柱色の基準を新たに導入しました。

<野立、屋上、壁面>

- ・野立、屋上、壁面広告物について、1表示ごとの面積上限（絶対値）を新たに設定しました。

<一般広告物の解禁等>

- ・禁止地域を廃止したことにより、全ての地域で非自家用の一般広告物が表示できるようになりました。
- ・自家用広告物の敷地内総量規制を廃止しました。

<個別基準の新設>

- ・簡易広告物の個別基準を設け、さらに一定の基準を満たすものを適用除外とすることで、手続の簡素化を図りました。また、タンク類などの物件を利用した広告物について、新たに個別基準を導入しました。

<共通基準等>

- ・一文字ごとのサイズ規制を新たに導入しました。
- ・地域・形態ごとに彩度などによる色彩規制を新たに導入しました。
- ・広告照明に係る基準を充実しました。
- ・電光可変式広告物（デジタルサイネージ等）の基準を充実しました。

案内図板の例

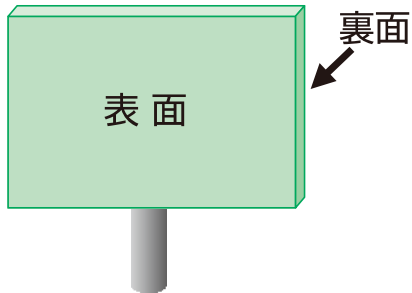


事業所等を案内するため必要な事項のみ（宣伝文句等は不可） 案内表示（矢印、距離、地図等）の面積割合が40%以上

屋外広告物の許可制度

(補足) 面積の扱い

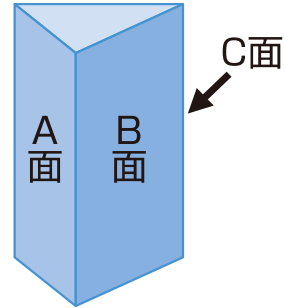
●両面表示の野立広告物の面積上限



(許可基準：面積20㎡以下の場合の例)

表面：20㎡以下、裏面：20㎡以下
(合計：40㎡以下)

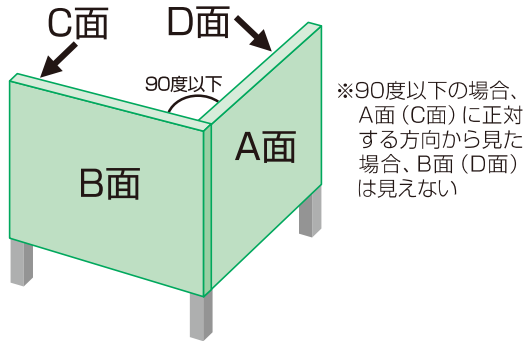
●3面（三角柱）の野立広告物の面積上限



(許可基準：面積20㎡以下の場合の例)

A：20㎡以下、B：20㎡以下、C：20㎡以下
(合計：60㎡以下)

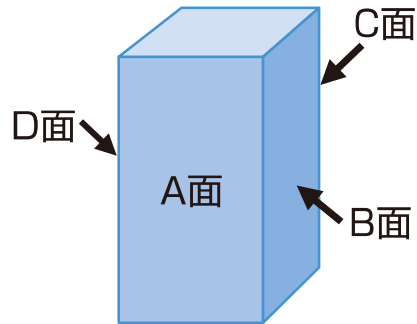
●組合せ野立広告物（90度以下）の面積上限



(許可基準：面積20㎡以下の場合の例)

A：20㎡以下、B：20㎡以下、
C：20㎡以下、D：20㎡以下
(合計：80㎡以下)

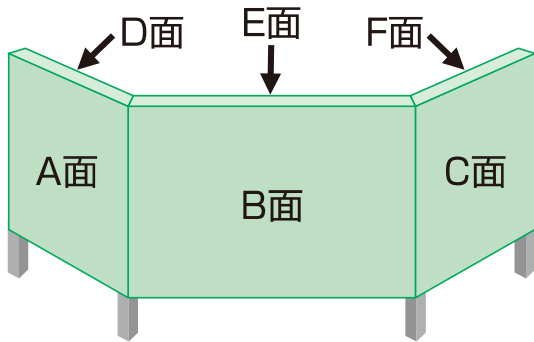
●4面（四角柱）の野立広告物の面積上限



(許可基準：面積20㎡以下の場合の例)

A：20㎡以下、B：20㎡以下、
C：20㎡以下、D：20㎡以下
(合計：80㎡以下)

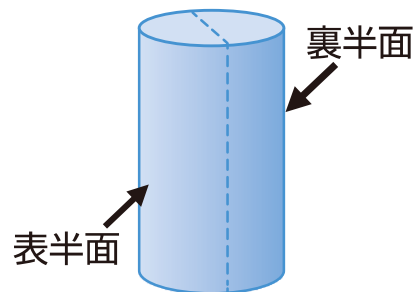
●組合せ野立広告物（90度超）の面積上限



(許可基準：面積20㎡以下の場合の例)

[A+B+C]：20㎡以下、[D+E+F]：20㎡以下
(合計：40㎡以下)

●円柱の野立広告物の面積上限

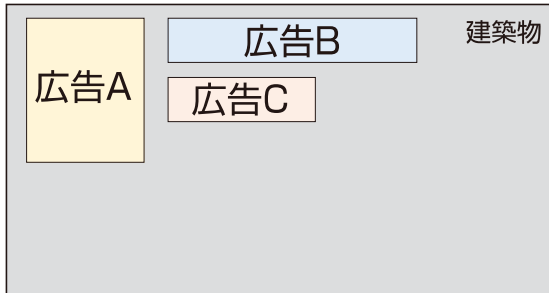


(許可基準：面積20㎡以下の場合の例)

表半面：20㎡以下、裏半面：20㎡以下
(合計：40㎡以下)

(補足) 面積の扱い

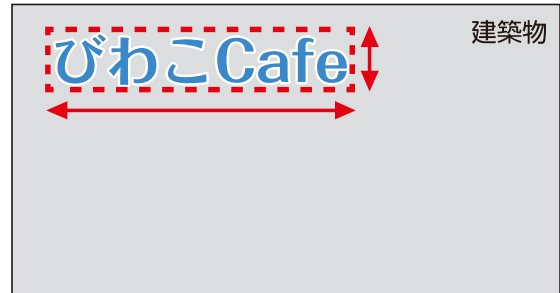
● 1面に複数ある場合の壁面広告物の面積上限



(許可基準：鉛直投影壁面積×1/4以下、
1表示7.5㎡以下の場合の例)

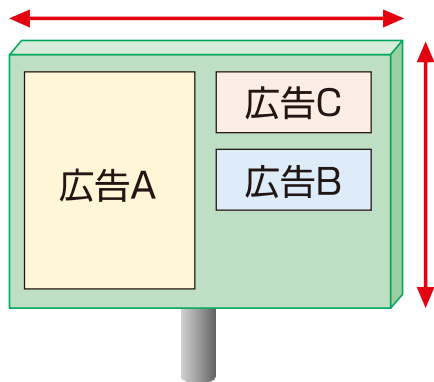
[A+B+C]：鉛直投影壁面積（1面）×1/4以下
A:7.5㎡以下 B:7.5㎡以下 C:7.5㎡以下

● 切文字の場合の壁面広告物の面積算定



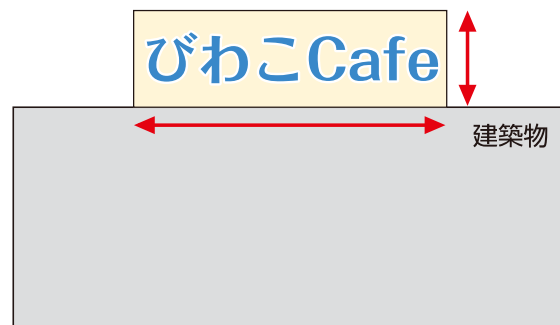
文字部分が内接する方形の面積を広告物の面積として扱います。

● 1面に複数ある場合の野立広告物の面積算定



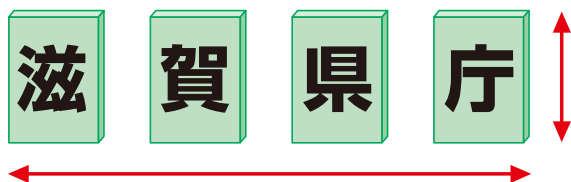
板面または掲出物件の全体面積を広告物の面積として扱います。

● 切文字の場合の屋上広告物の面積算定



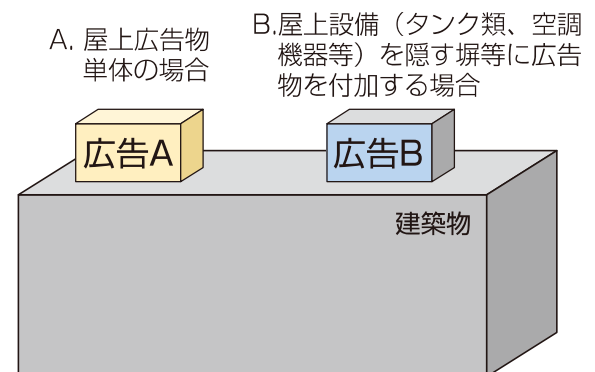
板面または掲出物件の全体面積を広告物の面積として扱います。(壁面広告物の場合とは扱いが異なります。)

● 離隔して設置された広告板の面積算定



離隔されて設置されている場合でも、ひとつのまとまりと見なすことができる範囲を、広告物の面積として扱います。

● 表示のない面がある屋上広告物の面積算定

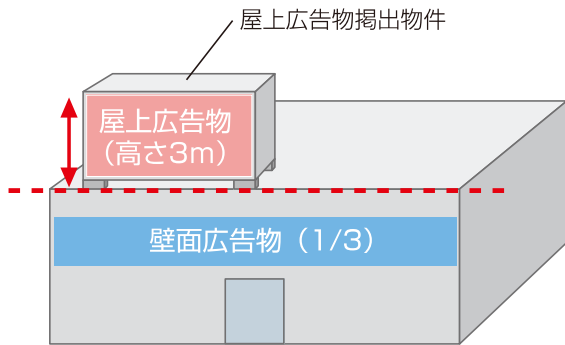


- Aの場合は、表示のない裏面・側面も面積に含みます。
- Bの場合は、塀等の色が建築物と同様であることを条件として、表示のある面のみで面積を算定します。

屋外広告物の許可制度

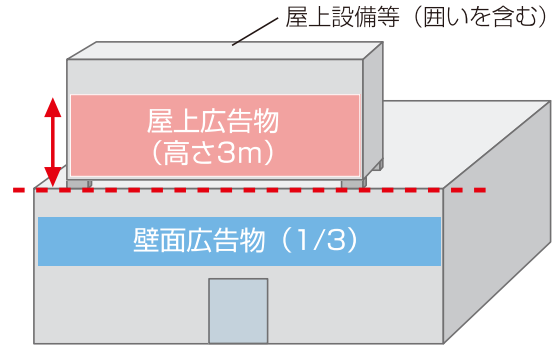
(補足) 屋上広告物と壁面広告物の扱い

● 屋上広告物掲出物件の高さの算定



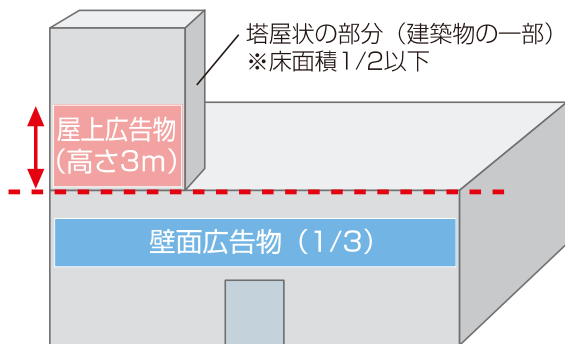
屋上広告物を掲出する目的で設置する物件の場合は、物件自体が高さ基準に適合する必要があります。

● 屋上設備等に表示する広告物の高さの算定



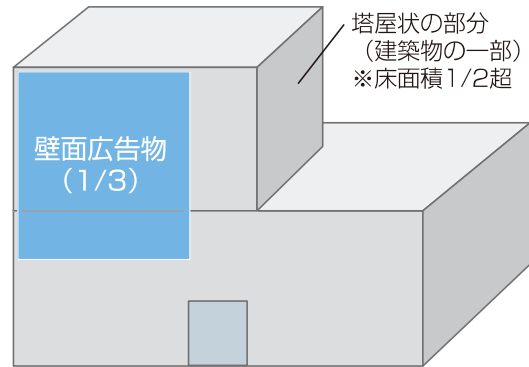
屋上設備等に屋上広告物を掲出する場合は、屋上広告物の上端が高さ基準に適合する必要があります。(屋上設備等の色彩を落ち着いたものとし、広告として機能しないようにしてください。)

● 屋上の塔屋状部分を屋上広告物とする場合



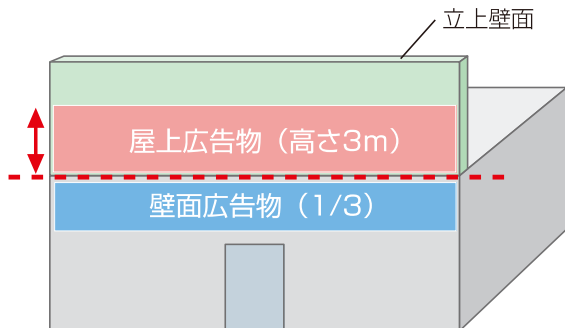
塔屋状の部分の水平投影面積(床面積)が、建築物の水平投影面積の1/2を超えない場合は、屋上広告物として扱います。この場合、屋上広告物の上端が高さ基準に適合する必要があります。

● 屋上の塔屋状部分を壁面広告物とする場合



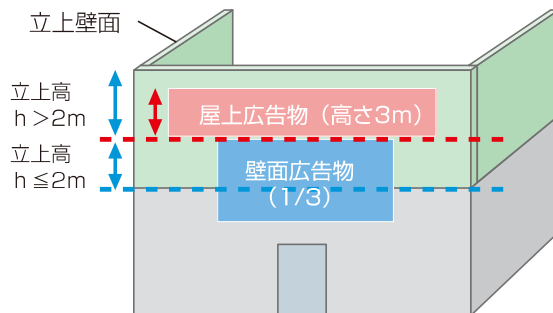
塔屋状の部分の水平投影面積(床面積)が、建築物の水平投影面積の1/2を超える場合は、壁面広告物として扱います。

● 立上壁面を屋上広告物とする場合



壁面の一部を立ち上げた部分に広告物を表示する場合は、屋上広告物として扱います。この場合、屋上広告物の上端が高さ基準に適合する必要があります。(立ち上げ壁面の色彩を落ち着いたものとし、広告として機能しないようにしてください。)

● 立上壁面の一部を壁面広告物とする場合

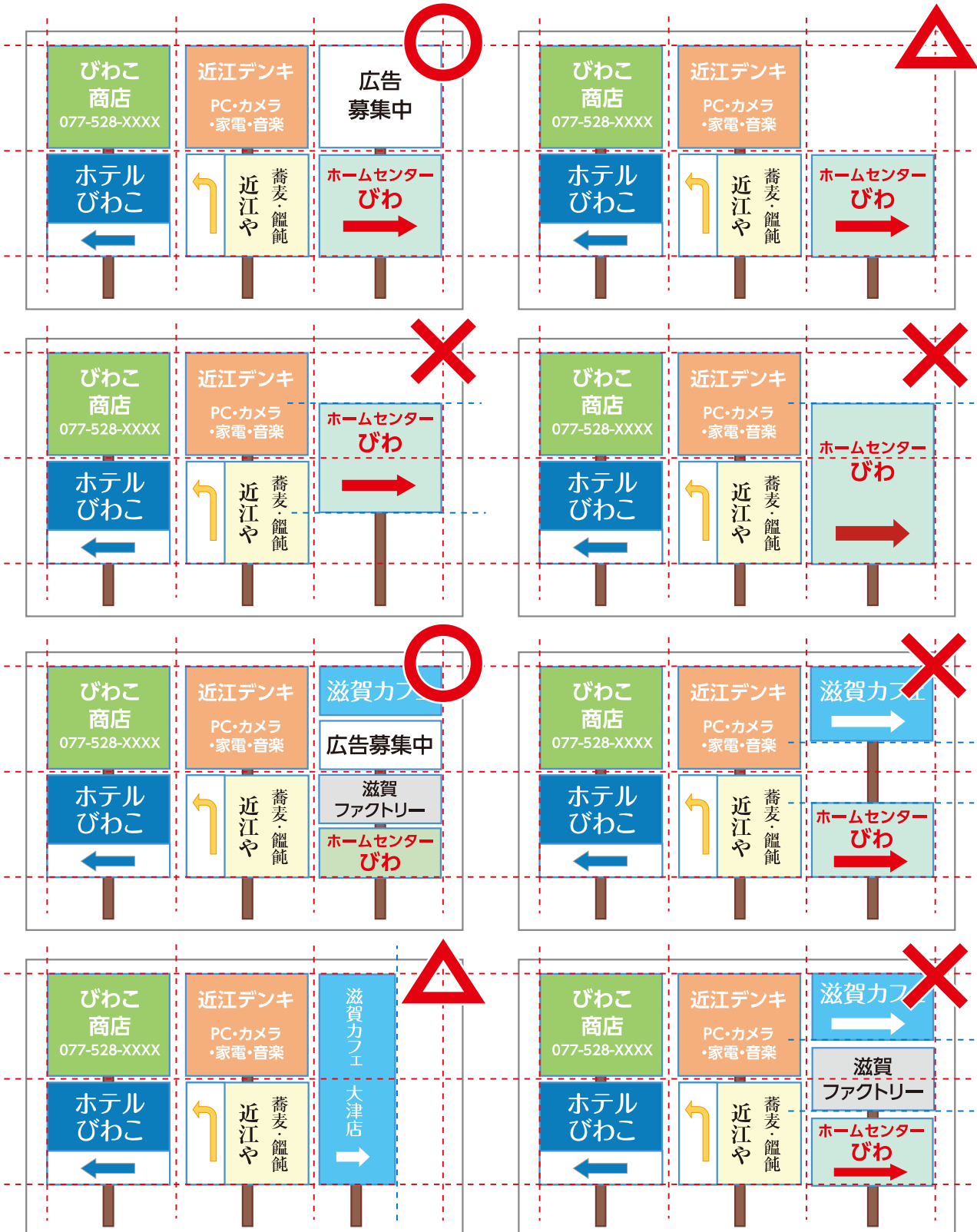


立上壁面が概ね全周(3/4以上)に渡る場合、立上高が2m以下の部分に表示される広告物は壁面広告物として扱い、立上高が2mを超える部分に表示される広告物は屋上広告物として扱います。この場合、屋上広告物の上端が高さ基準に適合する必要があります。(立ち上げ壁面の色彩を落ち着いたものとし、広告として機能しないようにしてください。)

(補足) 乱立防止基準の扱い

原則としてグリッド線に沿ったものであれば、乱立防止基準を満たしたものとして扱います。

- ※ 乱立防止基準：近傍の他の非自家用野立広告物と形態・位置が揃っていること。
- ※ 次の例のうち、○と△は許可できますが、×は原則として許可できません。



屋外広告物の認定制度

良好な景観形成を誘導するため、公共的広告物および優良広告物について、認定制度を設けています。認定を受けた広告物は、許可基準に適合することなく、表示することができます。認定を希望する場合は、町窓口へお問い合わせください。

種類	備考
公共的広告物	公共的目的をもって表示する広告物で、良好な景観の形成等に支障を及ぼさず、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないもの
優良広告物	優良な意匠を有する広告物で、特に良好な景観の形成に寄与し、かつ、公衆に対して危害を及ぼすおそれがないもの

●認定申請等の手順

P17～18を参照してください。

●認定の要件

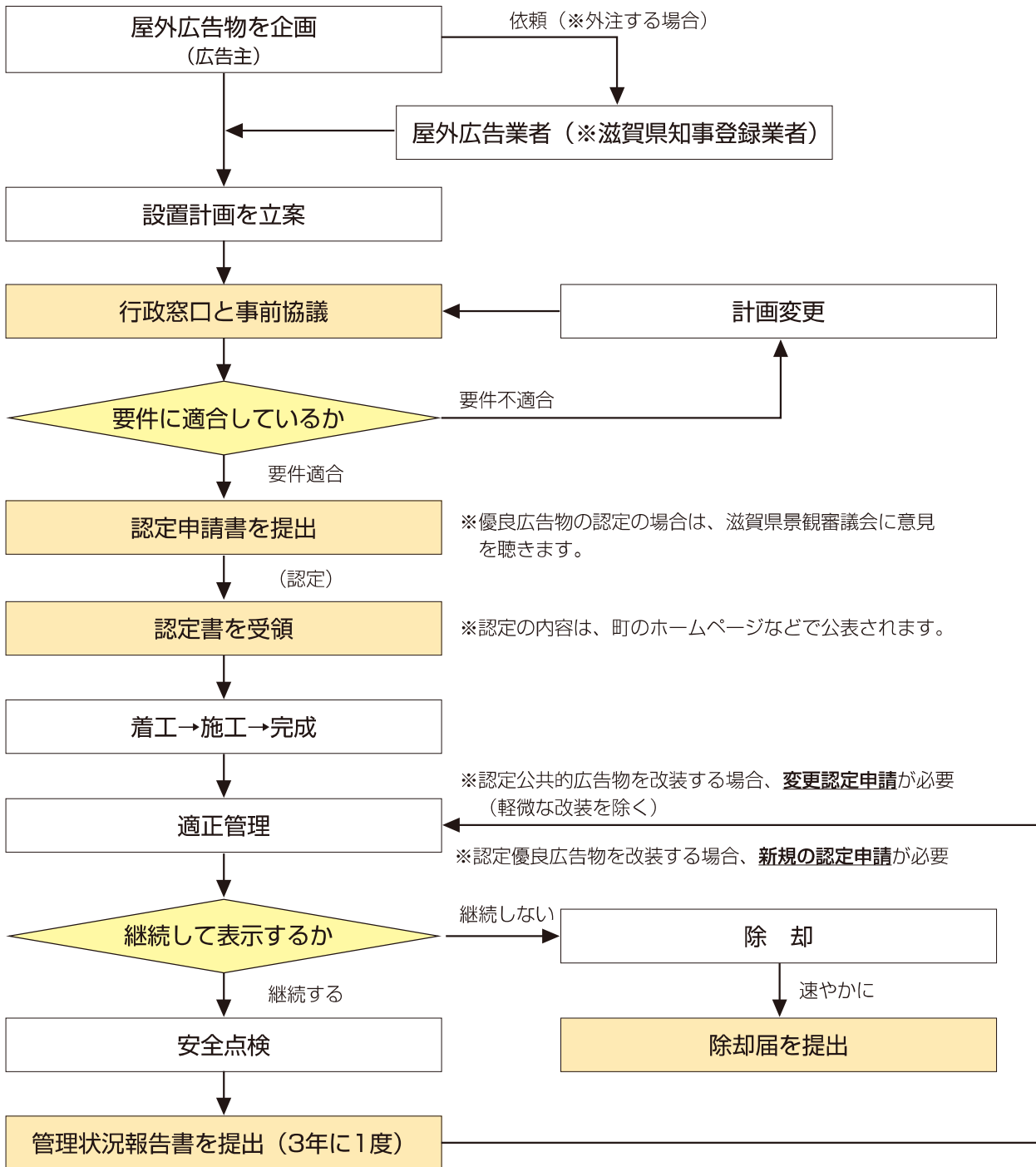
認定するに当たり、下表の要件を満たす必要があります。詳細については町窓口にお問い合わせください。

種類	要件
公共的広告物	<ul style="list-style-type: none">①公共的目的をもって表示すること<ul style="list-style-type: none">・地域振興に資する広告物・災害時の対応に資する広告物・その他公共性の高い広告物など②良好な景観の形成等に支障を及ぼさないこと<ul style="list-style-type: none">・必要最低限の内容とするなど、周辺景観に配慮したもの③公衆に対して危害を及ぼすおそれがないこと<ul style="list-style-type: none">・安全性に配慮した設計になっているもの
優良広告物	<ul style="list-style-type: none">①優良な意匠を有すること<ul style="list-style-type: none">・優れたデザイン性を有するもの②特に良好な景観の形成に寄与すること<ul style="list-style-type: none">・周辺景観に調和し、周辺景観を向上させるもの③公衆に対して危害を及ぼすおそれがないこと<ul style="list-style-type: none">・安全性に配慮した設計となっているもの

★令和5年（2023年）4月からの新制度のポイント★

- ・指定公共的団体の届出制度を廃止し、主体の限定をなくした公共的広告物の認定制度を新設しました。
- ・良好な景観形成を誘導するため、優良広告物の認定制度を新設しました。
- ・これらの認定を受けた広告物は、3年に1度、管理状況の報告をしていただく必要がありますが、継続の認定を受ける必要はありません。

認定申請等の方法（フロー図）



屋外広告物の認定制度

認定申請等の方法（必要書類等）

手続	手続概要	必要書類等（◆は必須、◇は該当必須）
許可申請（新規）	新規に広告物を設置する場合の認定申請（事前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆認定申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5,000分の1以上で半径500m以内の全域を表示） ◆色彩、意匠を明らかにした図面 ◆形状、寸法、材料、構造を明らかにした仕様書および図面 ◆土地・建築物との関係を明らかにした配置図 ◆周囲の状況がわかるカラー写真 ◆景観配慮事項自己評価書 ◇景観シミュレーション画像（公共的広告物の認定申請をする場合は、面積の合計が規則で定める面積を超える場合に限り。優良広告物の認定申請をする場合は必須）
認定申請（変更） （公共的広告物を 改装、移転する 場合に限る）	認定を受けて設置した公共的広告物を改装、移転（軽微なものを除く）する場合の認定申請（事前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆変更認定申請書（正・副） ◆設置場所を示す地図（原則、縮尺5,000分の1以上で半径500m以内の全域を表示） ◆広告物または掲出物件のカラー写真 ◇色彩、意匠を明らかにした図面 ◇形状、寸法、材料、構造を明らかにした仕様書および図面 ◇土地・建築物との関係を明らかにした配置図 ◇周囲の状況がわかるカラー写真 ◇景観配慮事項自己評価書 ◇景観シミュレーション画像（面積の合計が規則で定める面積を超える場合に限り）
管理状況報告	認定をした日から3年を経過する日ごとの管理状況の報告（3年に1度）	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理状況報告書 ◇安全点検調書（簡易広告物、壁面等に描かれたもの、これらに類するものを除く） ◇安全点検調書の作成者になる資格を証する書類（工作物確認対象となる物件の場合に限る）
設置者等変更届	認定済広告物の設置者、管理者の住所、氏名等に変更が生じた場合の届出（速やかに）	◆住所氏名変更届出書
除却届	認定済広告物を除却した場合の届出（遅滞なく）	<ul style="list-style-type: none"> ◆除却届出書 ◆除却後の現況写真

※申請書等の様式は、広告物の設置予定場所の町（窓口・WEBサイト）から入手してください。

認定期間	認定の期間の定めはありませんが、3年に1度、認定広告物の管理状況を報告していただく必要があります。
認定手数料	認定（新規・変更）を受けるには、各町の規定に基づき手数料が必要となります。手数料額の算定、支払方法については、各町にお問い合わせください。

（補足）広告物の管理者および安全点検実施者については、資格要件を規定しています。

管理者になる資格要件	県内に住所または事業所もしくは事務所を有する者
------------	-------------------------

安全点検実施者の 資格要件	工作物確認申請対象 （通行者が多い地域）※2	工作物確認申請対象 （その他の地域）	工作物確認対象外
屋外広告士	○	○	○
点検技能講習修了者	○	○	○
屋外広告物講習会修了者	×	○	○
職業訓練指導員 ※1	×	○	○
技能検定合格者 ※1	×	○	○
職業訓練修了者 ※1	×	○	○
一級・二級建築士	×	○	○
特定建築物調査員	×	○	○
（非有資格者）	×	×	○

※1 広告美術仕上げに係るもの。

※2 「通行者が多い地域」とは、用途地域が「商業地域」（容積率上限400%以上の地域に限る）で道路上および道路から2mの範囲をいう。

屋外広告物の安全点検・維持管理

屋外広告物の老朽化や大規模災害の激甚化に伴い、屋外広告物の更なる安全性の向上を図る必要があることから、滋賀県では屋外広告物の安全対策に係る規定を定めています。これらの規定を遵守し、屋外広告物の適正な安全点検・維持管理に努めていただく必要があります。

■ 広告主、屋外広告業者の責務について

項目	規定の内容
広告主の責務	<ul style="list-style-type: none">● 広告物の表示・設置や管理を適正に行わなければならない。● 広告物の表示等を屋外広告業者に委託する場合も、当該広告物の表示等が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。● 県の施策に協力しなければならない。
屋外広告業者の責務	<ul style="list-style-type: none">● 広告主と連携し、委託を受けた広告物の表示等を適正に行わなければならない。● 県の施策に協力しなければならない。

■ 管理義務について

管理義務（日常点検）	広告物を表示・設置する者や管理する者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
------------	--

■ 安全点検義務について

屋外広告物は、許可を受けているかどうかにかかわらず、3年に1度安全点検を行っていただく必要があります。工作物確認申請の対象となる高さ4mを超える広告物は有資格者による安全点検が必要です。安全点検後には調書を作成・保管いただく必要があります。

項目	規定の内容
定期的な安全点検	広告物を表示・設置する者や管理する者は、一部の広告物を除き（※1）、当該広告物の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。
有資格者による安全点検	工作物確認申請の対象となる広告物については、屋外広告士などの有資格者（※2）に行わせなければならない。

※1 簡易広告物や壁面等に描かれた広告物など

※2 8ページや18ページの下部の表の資格を有する者

■ 除却義務について

除却義務	<ul style="list-style-type: none">● 許可期間が満了したとき、許可や認定が取り消されたとき、広告物の設置が必要でなくなったときは、10日以内に広告物を除却しなければならない。● 広告物を除却した者は、遅滞なく、除却届を提出しなければならない。
------	---


屋外広告物の安全点検・維持管理

屋外広告物は、風雨や日光にさらされ劣化、老朽化し、落下や倒壊の危険があります。必ず、日常的な点検および専門業者等による定期点検を行い、適正な維持管理を徹底してください。

点検種別	備考・点検項目例等
看板所有者・管理者による 日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 支柱の根元やブラケット部等からサビが出ていないか。 ● 部材にヒビ、割れ、破断、欠落等はないか。 ● 照明など付属部品に故障や破損はないか。 ● 看板に傾き、歪み、がたつき等はないか。
専門業者による定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検とは別に定期的に専門業者に安全点検を依頼しましょう。 ● 新設から15年までは3年に1回、それ以降は1年に1回の定期点検が目安とされています。 ● 安全上支障が生じている場合は、早急に修繕工事を行いましょう。

※野立広告物など高さがあるものや建築物に付属する突出看板など高所に設置されるものは、落下・倒壊事故が発生した場合に被害が大きくなるリスクが高いため、特に維持管理が重要となります。しかし、その安全点検や修繕には高所作業車等の特殊な機材、技術等が必要となり、他の小規模な広告物と比較すると手間と費用がかかります。屋外広告物の設置を計画する際は、設置工事費だけでなく、維持管理費も考慮して計画するようにしましょう。

屋外広告物の安全管理に関わる参考情報

オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック (PDF)	
http://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf <small>※国土交通省のホームページより</small>	

屋外広告物による死傷事故の事例

万一事故が発生した場合は、民事上の賠償責任だけでなく、業務上過失致傷等の刑事上の責任を問われることもあります。

事故事例	事故概要
札幌市看板 落下事故	2015年、飲食店の建物に取り付けられていた看板が落下。歩道を通行していた女性（21歳）の頭部を直撃し、頸髄損傷等の全治不能の傷害を負った事故。この事故では、飲食店の運営会社の民事上の賠償責任だけでなく、飲食店の実質的な責任者であった副店長個人が業務上過失致傷罪（刑事責任）に問われ有罪となった（2017年札幌高裁判決）。
渋谷商店街 アーチ看板 落下事故	1997年、台風7号の強風により、商店街入口に設置されていたアーチ看板（重さ約4トン）が倒壊し、数名が下敷きとなり、うち男性1名が死亡した事故。事故以前に看板製作者は、所有者に対して点検の案内をしていたが、事故が起きるまで点検はなされず放置されていた。この事故では、商店街組合、役員、理事が約1億円の賠償責任を負った。

屋外広告業登録制度の概要

良好な景観を形成し、また屋外広告物の安全性を担保するために、屋外広告物の設置等は、景観や屋外広告物に関して専門的な知識を有する事業者様に実施していただく必要があります。そのため、本県では屋外広告業の登録制度を規定しており、県内（大津市を除く）で営業しようとする場合は、滋賀県知事の登録を受けなければなりません。

※「屋外広告業を営む」とは、他者から屋外広告物の設置工事等を請け負うことをいいます。

※「県内で」とは、県内の事業所の有無ではなく、屋外広告物を設置する場所が県内であることをいいます。

※元請け、下請けに関わらず、登録が必要です。

※大津市内で営業する場合は、大津市長の登録が必要です。

登録申請（新規・変更・継続）・各種届出

（申請書等の様式は、滋賀県都市計画課（窓口・WEBサイト）から入手してください。）

手 続	手続概要	必要書類等（◆は必須、◇は該当必須）
登録申請（新規）	新規での屋外広告業の登録申請	◆登録申請書 ◆誓約書 ◆申請者の略歴書
登録申請（更新）	登録期間が満了する場合に引き続き登録を継続する場合の登録の更新申請（満了日の1か月前までに申請）	◆業務主任者の本人確認書類（住民票、運転免許証等（コピー可）） ◆業務主任者となる資格を証する書類（コピー可） ◇法人の場合、登記事項証明書（コピー可） ◇法人の場合、役員（全員）の略歴書 ◇個人の場合、申請者の本人確認書類（住民票、運転免許証等（コピー可）） ※住民票、登記事項証明書は6か月以内に発行されたもの
登録事項の変更の届出	登録事項に変更があった場合の変更の届出（変更が生じた日から30日以内に届出）	◆登録事項変更届出書 ◇変更が生じた事項にかかる登録申請関係書類（詳細はWEBサイトで確認してください。）
廃業の届出	県内で廃業等した場合の届出（廃業等から30日以内に届出）	◆廃業届出書

※登録を受けるには、手数料（10,000円）を滋賀県収入証紙で納付する必要があります。証紙の購入方法は滋賀県WEBサイトで確認してください。

業務主任者について

屋外広告業者は、県内で営業を行う営業所ごとに、資格を有する業務主任者を選任して、法令の規定の遵守に関すること、広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること等の業務に関する総括を行わせなければなりません。

業務主任者の資格要件（下記1～4のいずれか）
1. 地方公共団体が行う屋外広告物講習会の修了者（講習会修了者）※
2. 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
3. 職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
4. 知事が1または2と同等以上の知識を有すると認定した者

※全国での屋外広告物講習会の開催状況（予定）は、日本屋外広告業団体連合会のWEBサイトで確認できます。

その他（違反に対する措置および罰則の概要）

違反に対する措置について

屋外広告物規制および屋外広告業者の登録制度の実効性を確保するため、違反に対する措置に係る規定を定めています。滋賀県屋外広告物条例の各種規定が遵守されない場合は、次のような措置をとることがあります。

違反広告物の設置者・管理者等に対する措置	規定の内容
勧告	違反広告物を表示・設置した者や管理者に対して、当該違反広告物の除却などの必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
違反広告物である旨の表示	勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったとき等は、当該違反広告物に条例に違反している旨を表示することができる。
措置命令	勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったとき等は、その者に対し、当該措置を取るべきことを命ずることができる。
屋外広告物の許可の取消し	措置命令に従わず、著しく良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められる場合や、許可申請書に虚偽の記載があった場合などは、屋外広告物の許可を取り消すことができる。

※1 措置命令に係る措置が履行されない場合は行政代執行法に基づき代執行を行う場合があります。

※2 条例に違反したはり紙、はり札等の簡易広告物は、事前の通告なく除却する場合があります。これを「簡易除却」といいます。

屋外広告業者に対する措置	規定の内容
屋外広告業者の登録の取消し・業務停止命令	滋賀県屋外広告物条例や他の地方公共団体の条例に違反した場合や、これらの条例に基づく処分に違反した場合、不正の手段により屋外広告業者の登録を受けた場合などは、屋外広告業者の登録を取り消し、または営業の停止を命ずることができる。

罰則について

屋外広告物規制および屋外広告業者の登録制度の実効性を確保するため、罰則規定を定めています。監督庁の指導、処分に従わない場合など、悪質な行為と認められる場合には、次のような罰則が科されることがあります。

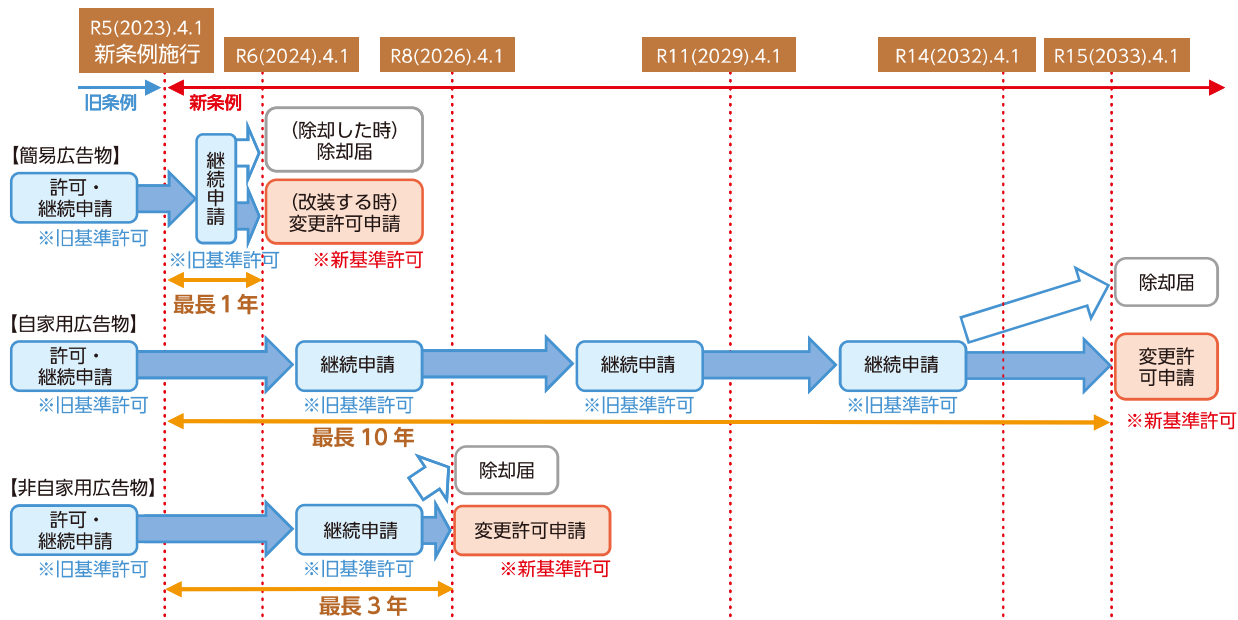
屋外広告物の表示・設置者、管理者に対する罰則	罰則の対象者
50万円以下の罰金	措置命令に違反した者
30万円以下の罰金	無許可で広告物を設置した者など、違反広告物を設置した者
	除却義務に違反した者
20万円以下の罰金	立入検査等を拒んだ者

屋外広告業者に対する罰則	罰則の対象者
1年以下の懲役または50万円以下の罰金	屋外広告業者の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
	不正の手段により屋外広告業者の登録を受けた者
30万円以下の罰金	変更の届出をせず、または虚偽の変更の届出をした者
	業務主任者を選任しなかった者
20万円以下の罰金	立入検査等を拒んだ者

その他（経過措置の概要）

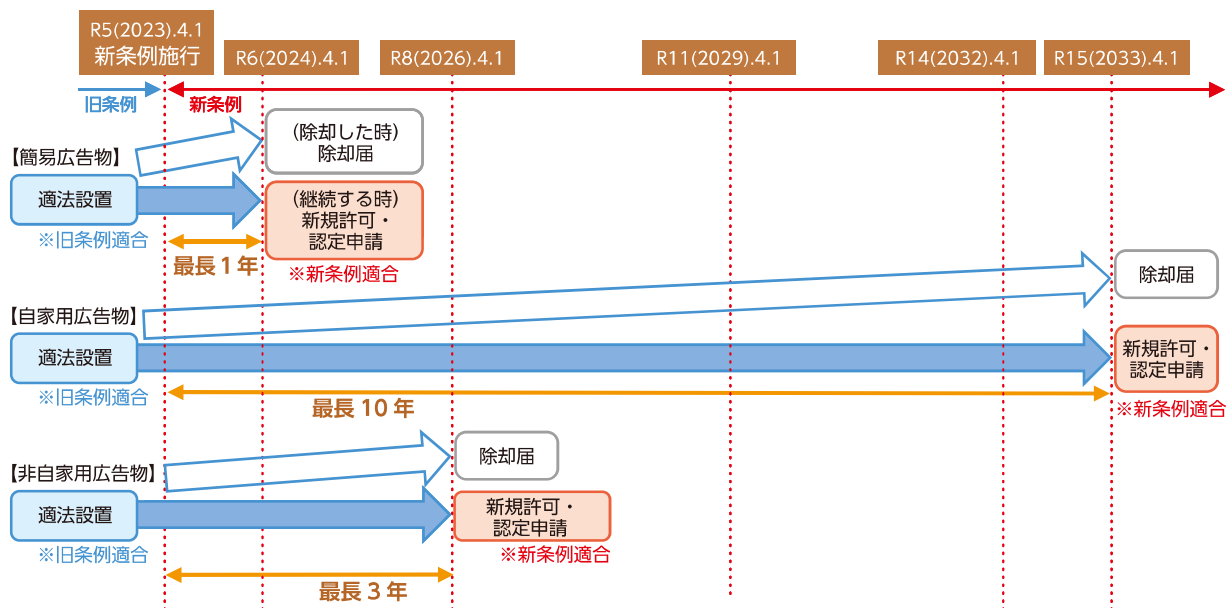
旧条例に基づく許可を受けている広告物に係る経過措置

新条例施行日前に旧条例に基づく許可を受けている広告物（旧条例に基づく許可申請を行っている場合を含む。）のうち、新条例に基づく基準に適合しなくなるものについては、簡易広告物は1年、自家用広告物は10年、非自家用広告物は3年の間、旧基準に基づき許可を受けることができます。



旧条例下において許可を受けずに適法に設置されている広告物に係る経過措置

新条例の施行日（令和5年4月1日）時点で、許可を受けずに適法に表示されている広告物（適用除外広告物など）で、新条例の規定により新たに許可を要することとなる広告物については、簡易広告物は1年、自家用広告物は10年、非自家用広告物は3年の間、許可を受けることなく引き続き広告物を表示することができます。



管理者要件変更に伴う経過措置

改正後の管理者要件（県内在住要件）は、新条例の施行日（令和5年4月1日）以後にされる、許可申請（継続許可申請を含む）・認定申請について適用します。

屋外広告物等の担当窓口（2022年10月時点）

■屋外広告物の表示・許可等にかかる窓口

広告物の設置場所	適用される条例 (屋外広告物の表示にかかる規制)	担当窓口	電話番号
日野町	★ 滋賀県屋外広告物条例	日野町 建設計画課	0748-52-6567
竜王町		竜王町 建設計画課	0748-58-3716
愛荘町		愛荘町 建設・下水道課	0749-37-8052
豊郷町		豊郷町 地域整備課	0749-35-8121
甲良町		甲良町 建設水道課	0749-38-5068
多賀町		多賀町 地域整備課	0749-48-8116
(大津市)	大津市屋外広告物条例	大津市 都市計画課	077-528-2956
(彦根市)	彦根市屋外広告物条例	彦根市 景観まちなみ課	0749-30-6148
(長浜市)	長浜市屋外広告物条例	長浜市 都市計画課	0749-65-6562
(近江八幡市)	近江八幡市屋外広告物条例	近江八幡市 都市計画課	0748-36-5510
(草津市)	草津市屋外広告物条例	草津市 都市計画課	077-561-6507
(守山市)	守山市屋外広告物条例	守山市 都市計画・交通政策課	077-582-1132
(栗東市)	栗東市屋外広告物条例	栗東市 都市計画課	077-551-0116
(甲賀市)	甲賀市屋外広告物条例	甲賀市 都市計画課	0748-69-2203
(野洲市)	野洲市屋外広告物条例	野洲市 都市計画課	077-587-6324
(湖南市)	湖南市屋外広告物条例	湖南市 都市政策課	0748-71-2348
(高島市)	高島市屋外広告物条例	高島市 都市政策課	0740-25-8571
(東近江市)	東近江市屋外広告物条例	東近江市 都市計画課	0748-24-5655
(米原市)	米原市屋外広告物条例	米原市 都市計画課	0749-53-5144

■屋外広告業の営業・登録等にかかる窓口

広告物の設置場所	適用される条例 (屋外広告業の営業にかかる規制)	担当窓口	電話番号
滋賀県内 (大津市域を除く)	★ 滋賀県屋外広告物条例	滋賀県 都市計画課	077-528-4184
大津市域	大津市屋外広告物条例	大津市 都市計画課	077-528-2956

【発行者】 滋賀県 土木交通部 都市計画課 景観係（令和4年（2022年）10月）



〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1

TEL 077-528-4184 FAX 077-528-4906

E-mail ha0604@pref.shiga.lg.jp（景観係業務）

WEB（景観TOP） <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/303167.html>

※本冊子記載の規制内容や手続方法は変更となる場合があります。最新の情報については、各窓口で御確認ください。